⑹　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法　令和２年４月９日から令和２年５月25日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和２年４月９日から令和２年５月25日までの閉庁日を除く午前９時00分から午後５時00分までに、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和２年６月10日午前９時00分から令和２年６月11日午後４時00分までに、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

入札書の提出期限は、令和２年６月11日午後４時00分までとする。

なお、入札書の受付開始は、上記入札書の提出期限の日の前日（閉庁日を除く。）の午前９時00分からとする。

開札は、令和２年６月12日午後１時30分四国地方整備局四国山地砂防事務所会議室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　手続における交渉の有無　無

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑺　技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリング等を実施するとともに、ヒアリング等に際して追加資料の提出を求めることがある。

⑻　指名通知日　本業務における指名通知日については、令和２年４月８日とする。

⑼　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HOSHINO Hisashi, Director of Shikoku Mountain Area Sabo Office, Shikoku Regional Development Bureau

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Shikoku Area Sabo Office Control Area Airborne Laser Bathymetry Work in fiscal 2020

⑷　Time-limit to express interests : 5 : 00 p.m. 24 March 2020

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 p.m. 25 May 2020

⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Section, Shikoku Mountain Area Sabo Office, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. 68―1 Nishiikawa, Ikawa-cho, Miyoshi-shi, Tokushima-ken, 779―4806, Japan Tel 0883―72―5400 ex. 403 Fax 0883―72―6551

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和２年３月９日

分任支出負担行為担当官　四国地方整備局

四国山地砂防事務所長　星野　久史

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　36

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　令和２年度　四国山地航空レーザ計測データ作成業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、既往の航空レーザ計測成果よりグラウンドデータ・グリッドデータ・等高線データ・数値地形図データファイルを作成するものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

・数値地形図作成

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から令和２年12月18日まで

⑸　本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予定価格が1,000万円を超える場合には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

なお、予定価格が100万円を超え1,000万円以下である場合には、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定するものとし、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

⑹　本業務は、提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

⑻　本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。

⑼　本業務は、業務価格を算出するにあたり、技術提案書の提出依頼者へ参考見積を依頼する業務である。なお、見積を取得した歩掛については、決定後、入札参加者へ通知を行う予定である。

２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　本入札手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

なお、参加表明書の提出者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ア　予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち測量の認定を受けている者であること。

ウ　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。

オ　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を指名しない。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月９日付け四国地方整備局長）に示すところにより四国地方整備局長から令和２年度　四国山地航空レーザ計測データ作成業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を指名通知日までに受けている者であること。